

資料

NDCにおける「障害児教育」目の変遷に関する一考察
— 障害児教育に関する図書分類の検討 —

野口 武悟*・米田 宏樹**

わが国においては、NDC（日本十進分類法）に見られるように、図書館学の領域において「学問知」の体系化がなされてきた。そのNDCにおける障害児教育に関する体系が「障害児教育」目である。本研究では、図書館界において「障害児教育」目がどう捉えられNDCの中に位置付いてきたのか、またそれがどう変化してきたのかを明らかにし、その特徴を考察することを目的とした。本研究は、文献研究とし、資料は、NDCを考案した森清の「和洋図書共用十進分類表案」及び『日本十進分類法(NDC)』各版を中心に用いた。戦前期のNDCは、(1) 雑多な分類項目としての「特殊教育」目の存在、(2) 関連する分野の分類項目（例えば、「社会事業」など）の不可欠性という特徴を有していた。一方、戦後は、(1) 「異常児とその教育」としての「特殊教育」目への転換、(2) 「特殊教育／障害児教育」目における細目の固定化、(3) 関連する分野の分類項目とその細目の細分化という特徴を有していた。このような変遷を経た現行の「障害児教育」目は、障害児教育の現状や学問の発展を十分反映しておらず、改善が必要である。

キー・ワード：障害児学校図書館 NDC（日本十進分類法） 「障害児教育」目
学問知 情報

I. はじめに

現在、筆者らは、知的障害教育の学校法人旭出養護学校（三木安正記念文庫）及び社会福祉法人滝乃川学園（石井記念文庫）において資料整理作業を行っている。そこには、わが国知的障害教育の先達者である石井亮一（1867-1937）、三木安正（1913-1984）の収集した戦前から戦後にわたる貴重な障害児教育関係の図書・資料類が集積している。筆者らの作業の意義は、大きく2つある。1つは、これら障害児教育関係の図書・資料類を整理・保存し、障害児教育・福祉の実践、研究者などの実践及び研究に寄与す

ることである。そして、もう1つは、石井や三木が蓄積してきた図書・資料類を通して、多様で学際的な障害児教育という領域に必要とされた「学問知」や「情報」とは一体如何なるものであったのかを明らかにするとともにそれを体系化し、障害児学校における学校図書館（以下、障害児学校図書館とする）や大学図書館等の障害児教育関係の図書・資料類の分類や蔵書構成の構築に寄与することである。とりわけ、後者は、以下に述べるような現状の改善を試みるためには不可欠である。

すでにわが国においては、図書館学の領域において「学問知」の体系化がなされてきた。それは、NDC（Nippon Decimal Classification：日本十進分類法）に見られる体系である。とこ

*筑波大学図書館情報メディア研究科

**筑波大学心身障害学系

ろが、その NDC における障害児教育に関する体系（以下、「障害児教育」目^リとする）に関しては、障害児学校図書館などから不都合を指摘されて久しい（第 8 回全国学校図書館研究大会大会事務局[1957]139；第 14 回全国学校図書館研究大会大会事務局[1965]170-171）。

その不都合とは、1 つには、「障害児教育」目の内容（以下、細目とする）が、障害児教育の現状や関連諸科学の発展を反映していないということである。例えば、現行の NDC 新訂第 9 版においても「知的障害」に対して「精神薄弱」という用語が使われ続けていることなどである。2 つめは、この「障害児教育」目内での分類の困難さである。例えば、盲学校図書館の場合、理療関係の蔵書が必然的に多くなるが、NDC 内には理療科教育に相当する細目の設定がなされていないため、「障害児教育」目の「378.1 視覚障害児」（NDC 新訂第 9 版）に分類することになる。すなわち、はり、きゅう、あんま等の理療関係を含む盲学校教育の図書全般は、その内容に関わらず「378.1 視覚障害児」に分類せざるをえないのである。したがって、「蔵書数その他の関係から、ものによっては、（引用者注：NDC の分類記号が）二桁・三桁・特に医学書（理療関係）が四桁と、各学校の実情で当然、あり得る事」（第 8 回全国学校図書館研究大会大会事務局[1957]139）と問題にされてきた。実際、各学校では、独自の下位分類等の設定、全く独自の分類法の採用、関連する「医学」目での分類など、分類に苦慮してきた。この「医学」目での分類というのは、「障害児教育」目が現状に対応していないために、障害児教育と密接に関連し、かつ学問の発展を反映した形での改訂の行われている分野（例えば「心理学」、「社会福祉」、「医学」など）で図書・資料類の分類を行うほうが都合が良いという状況の好例である。そのため、3 つめとして、関連する分類項目での分類により、障害児教育関係の図書・資料類が「378 障害児教育」目の書架以外の書架へ散在し、利用者の利便性が損なわれているということがある。

このような現状にある NDC の「障害児教育」目は、図書館界においてどのような枠組みとして捉えられ、現状に至ったのであろうか。そこで、本研究では、筆者らの行っている作業の基礎作業として、図書館界において「障害児教育」目がどう捉えられ NDC の中に位置付いてきたのか、またそれがどう変化してきたのかを明らかにするとともに、その特徴を考察することを目的とする。用いる資料としては、森清（1906-1990）の「和洋図書共用十進分類表案」及び『日本十進分類法（NDC）』各版を中心とする。なお、用語は、歴史的文脈においては、当時の表現とする。

II. NDC の成立とその組織

1. NDC の成立と障害児学校図書館への導入

NDC は、1928 年に森清が、大阪で結成された青年図書館員聯盟の機関誌『圖研究』²⁾ の第 1 巻第 2 号から第 3 号にかけて「和洋図書共用十進分類表案」として発表したことにはじまる。翌 1929 年に『日本十進分類法（NDC）』と改題、大阪・間宮商店から出版された（寺田ほか[1999] 167；水谷 [1999] 66-67）。

そもそも十進分類法は、1876 年にアメリカのメルヴィル・デューイ（Melvil Dewey 1851-1931）によって『十進分類法（DDC）』（DDC：Dewey Decimal Classification）として発表されたことにはじまり、森もこの DDC に倣って NDC を考案した（加藤[1954]28；古川[2000]103）。

Table 1 には、NDC の版次変遷をまとめた。1929 年以降、1942 年発行の第 5 版までは森の個人著作とされており、1948 年に日本図書館協会が引き継ぎ、協会内に分類委員会を設置して維持管理を組織的に行っている。NDC の編纂を森個人の手から日本図書館協会へと移管した背景は、NDC を図書館界共通の財産とするとともに、戦後の実情に即した改訂の必要性からであった（柴田 [1998] 126-129）。とはいえ、森自身は、分類委員として 1986 年まで NDC の改訂作業に携わり続けた。

Table 1 NDCの版次変遷

版次	発行年月	判型	頁数
第1版	1929年8月	菊判	210
改訂増補第2版	1931年6月	菊判	294
改訂増補第3版	1935年7月	菊判	304
改訂増補第4版	1939年1月	A5判	328
改訂増補第5版	1942年1月	A5判	325
新訂第6版	1950年7月	B5判	476(2分冊)
新訂第6-A版	1951年8月	A5判	521
新訂第7版	1961年4月	A5判	734
新訂第8版	1978年5月	A5判	635
新訂第9版	1995年8月	A5判	418, 435(2分冊)

この他、改訂増補第5版の総表のみを縮写複製した[抄録第6版]
備考 1947年2月に、改訂増補第5版の縮写複製である[総表第7版]が
1947年9月に、同じく[総表第8版]が1948年3月に刊行されている。

NDCの学校図書館への導入には、戦後教育改革期の影響が大きかった。「特に小中学校の図書館(室)の運営を円滑にするため」(加藤[1947]4)に文部省が編集・発行した『学校図書館の手引』(1948年12月発行)は、学校図書館へのNDCの採用を推奨した。そのため、1953年8月公布の「学校図書館法」(1953年法律第185号)により制度化された障害児学校図書館にも広く採用されるに至ったのである。

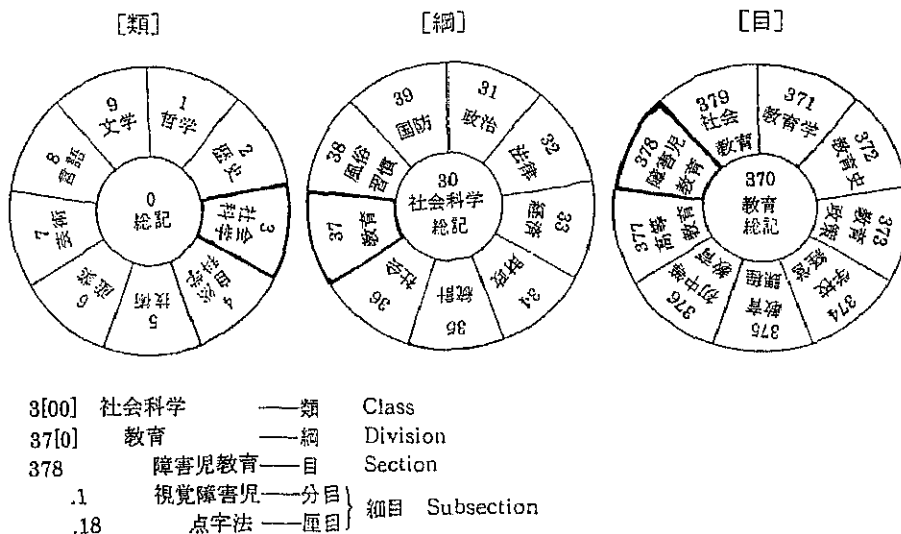
2. NDCの組織と性質

NDC新訂第9版(1995年)の基本組織は、「総記」を含めて10個の第1次区分(基礎区分)である「類」、その1つ1つの「類」のもとに

10個ずつの第2次区分としての「綱」があり、さらに、そのもとに第3次区分として「目」が存在する。この「目」のもとに「細目」が存在している。Fig.1に、「378.障害児教育」を事例に、「類」、「綱」、「目」「細目」に相当するものを示した。

さて、NDCは、DDCに倣って考案されたと述べたが、第1次区分(「類」)については、カッター(Charles Ammi Cutter 1837-1903)のEC(Expansive Classification)によっている。それは、NDC作成当時、デューイの体系よりもカッターの体系の方が、より理論的に優れているとされていたからである(加藤[1954]29)。カッターは、社会科学の研究には歴史の研究が、文学の研究には語学の研究が前提となるとの認識から関連する学問を隣接するように「類」の順序を組み立てていたのであった(古川[2000]111)。現状において、NDCは、Table 2に示すように、同じくECを拠りどころとしたLCC(米国議会図書館分類表: Library of Congress Classification)に近い「類」構成となっている。

ところで、はじめにでも述べたような盲学校図書館の事例が生じるのは、NDCに限らず、十



(NDC新訂第8版(1978) p.16の図を一部改変)

Fig. 1 NDCの組織(NDC新訂第9版)

Table 2 NDCの分類体系の比較

NDC		LCC		EC		DDC	
0	総記	A	総記	A	総記	0	総記
1	哲学・宗教	B	哲学・宗教	B-D	哲学・宗教	1	哲学
2	歴史・地理	C-G	歴史・地理	E-G	歴史・地理	2	宗教
3	社会科学	H-K	社会科学	H-K	社会科学	3	社会科学
4	自然科学	L	教育	L-Q	自然科学	4	言語
5	技術	M	音楽	R-U	技術	5	純科学
6	産業	N	美術	V-W	芸術	6	技術
7	芸術	P	言語・文学	X	言語	7	芸術
8	言語	Q	科学	Y	文学	8	文学
9	文	R-V	技術	Z	図書館	9	地理・歴史
		Z	書誌・図書館				

進分類法に共通する性質に起因する。十進分類法は、列挙型分類法の代表的存在であるが、全ての主題に対応する分類項目をあらかじめ予想しておいて、どのような主題が現れても、分類表のどこかに当てはめようとする方針に立っている。しかしながら、全主題を漏れなく予測し列挙しておくことは不可能であり、主題を表現しきれない場合も少なくないのである（古川[2000] 103）。

また、こうした性質を内包する NDC を推奨した『学校図書館の手引』は、「小中学校の図書館（室）」を主眼に編纂されたものであることにも注意を要する。NDC を推奨した背景として、学校図書館のように蔵書数が少なければ少ないなりに十進分類による区分を、第 1 次区分あるいは第 2 次区分程度でとどめることができるというメリットに着目していたのである（柴田[1998]126）。この当時、さまざまな不都合を来たすことになる障害児学校図書館の存在は全く考慮されていなかった。

Ⅲ. 戦前の NDC における「特殊教育」目の変遷とその特徴（第 1 版～第 5 版）

1. 雑多な分類項目としての「特殊教育」目

森清が 1928 年に発表した「和洋図書共用十進分類表案」では、「特殊教育」目の細目として「1 宗教教育 . 2 盲学校 . 3 聾哑学校 . 4 異常児教育」の 4 つが挙げられていた（森[1928]17-57）。1929 年には、この「和洋図書共用十進分類表案」を『日本十進分類表（NDC）』と改題、出版された。Table 3 は、「和洋図書共用十進分類表案」及び NDC 第 1 版から第 5 版

における「特殊教育」目及び関連する学問分野の主な分類項目（知的障害教育に関連する目を中心に）の変遷をまとめたものである。

NDC 第 1 版では、「特殊教育」（英訳は exceptional education）目は、「和洋図書共用十進分類表案」の「378」から「377」に移行し、その細目は次のとおりであった。それは、「1 盲哑教育 . 2 盲学校 . 3 聾哑学校 . 4 異常児教育（不良児、低能児ナド）」である。このように、第 1 版の段階では、「特殊教育」目は、「盲哑教育」及び「異常児教育」のみを対象とした分類項目として存在していた。

ところが、2 年後に出された NDC 第 2 版（1931 年）になると、「特殊教育」目の性格が変化する。具体的には、細目が「1 道徳及び宗教教育 . 2 職業教育 . 3 天才教育 . 4 異常児教育 . 5 盲 . 6 聾哑 . 7 家庭教育 . 8 帝王教育、皇子教育 . 9 其他」となった。NDC 第 1 版の「盲哑教育」及び「異常児教育」のみを対象とした分類項目と比べても、明らかに雑多な分類項目へと変化したのである。この傾向は、その後 1942 年の NDC 第 5 版に至るまで一貫していた。

この「特殊教育」目には、例えば、「道徳及宗教教育」、「職業教育」、「帝王教育、皇子教育」、「家庭教育」など、他の教育諸科学の分類項目に当てはまらない主題を包摂する傾向があった。その萌芽は、当初の「和洋図書共用十進分類表案」の「特殊教育」目に「1 宗教教育」が含まれていることにも見てとれる。NDC 第 2 版では「特殊教育」目に「9 其他」が設けられており、これは、「37 教育」網においては、「377 特殊教育」目以外には認められない。つまり、他の教育諸科学に該当しないものを「特殊教育」目に収めることを意図していたことが明らかである。他の版次では、「其他」という細目こそ存在しないものの、「特殊教育」目は、雑多な寄せ集めの分類項目として存在していることに変わりはなかった。

では、なぜ、このような扱いがされたのであろうか。それは、1 つに当時の「特殊教育」概

Table3 NDCにおける「特殊教育」目の変遷（第1版～第5版）

	和洋図書共用十進分類表(1928年)	NDC第1版(1929年)	NDC第2版(1931年)	NDC第3版(1935年)	NDC第4版(1939年)	NDC第5版(1942年)	
特殊教育目	378 特殊教育 1 宗教教育 2 盲学校 3 聾学校 4 異常児教育	377 特殊教育 1 盲哑教育 2 盲学校 3 聾学校 4 異常児教育 (不児、尻能児ナ)	377 特殊教育 公民教育—378.1 1 道德及宗教教育 2 職業教育 3 天才教育 4 異常児教育 5 盲 点字—809 (点字図書ヲ各主題ニヨッテ分類シ、此如ニ一箇ノ下ニテ併列スル) 6 聾 7 家庭教育 8 帝王教育、皇子教育 9 其他	377 特殊教育 公民教育—378.1 2 職業教育 3 天才教育 4 異常児教育 5 盲哑教育—809.9 点字圖書ヲ各主題ニヨッテ分類シ、此如ニ一箇ノ下ニテ併列スル 6 女子教育、性教育、男女共学 7 家庭教育 8 帝王教育、皇子教育	377 特殊教育 公民教育—378.1 2 職業教育 3 天才教育 4 異常児教育 5 盲哑教育—809.9 点字圖書ヲ各主題ニヨッテ分類シ、此如ニ一箇ノ下ニテ併列スル 6 女子教育、性教育、男女共学 7 家庭教育、両親再教育、母ノ講座 8 帝王教育、皇子教育	377 特殊教育 公民教育—378.1 2 職業教育—般ノミ 3 天才教育 4 異常児教育 5 盲哑教育—809.9 点字圖書及附書ヲ各主題ニヨッテ分類シ、此如ニ一箇ノ下ニテ併列スル 6 女子教育、性教育、男女共学 7 家庭教育、両親再教育、母ノ講座 8 帝王教育、皇子教育 9 移植民教育	
主な関連する目	140 心理学 (教育心理学、児童心理学ハ—370.1) (一般形式区分)	140 心理学 (児童心理学—370.14 宗教心理学—180.14 其他特殊心理学ハ各其條ノ下ニテモヨ)	140 心理学 児童心理学—370.14 141 普通心理学 2 知能	140 心理学 児童心理学—370.14 141 普通心理学 2 知能	140 心理学 児童心理学—370.14 141 普通心理学 2 知能	140 心理学 児童心理学—370.14 141 普通心理学 2 知能	
	145 变态心理学 1 精神分析学 3 神経病	142 生理学的心理学(心身論) 368 社会病、社会事業 5 救済事業、災害救済、救済施設 6 感化事業、犯罪学 7 保護事業、児童、老人、不具者、動物保護	142 実験心理学 生理学的心理学、精神物理学 精神測定学、精神検査、精神分析学 149 応用心理学 此如ニワ応用金銀ノモノヲモイテ、教育心理学ヲ370.14、犯罪心理学ヲ368.6、船舶研究ヲ671.1ナド各ノ種ノ下ニ入レル	142 実験心理学 生理学的心理学、精神物理学 精神測定学、精神分析、行動心理学 149 応用心理学 此如ニワ応用金銀ノモノヲモイテ、教育心理学ヲ370.14、犯罪心理学ヲ368.9、船舶研究ヲ671.1ナド各ノ種ノ下ニ入レル	142 実験心理学 生理学的心理学、精神物理学 精神測定学、精神分析、行動心理学 149 応用心理学 此如ニワ応用金銀ノモノヲモイテ、教育心理学ヲ370.14、犯罪心理学ヲ368.9、船舶研究ヲ335.8ナド各ノ種ノ下ニ入レル	142 実験心理学 生理学的心理学、精神物理学 精神測定学、精神分析、行動心理学 149 応用心理学 此如ニワ応用金銀ノモノヲモイテ、教育心理学ヲ370.14、犯罪心理学ヲ368.9、船舶研究ヲ335.8ナド各ノ種ノ下ニ入レル	142 実験心理学 生理学的心理学、精神物理学 精神測定学、精神分析、行動心理学 149 応用心理学 此如ニワ応用金銀ノモノヲモイテ、教育心理学ヲ370.14、犯罪心理学ヲ368.9、船舶研究ヲ335.8ナド各ノ種ノ下ニ入レル
	308 社会病、社会事業 5 災害救済、救済 6 犯罪学、感化事業 7 児童、老人及不具者保護	368 社会病、社会事業 5 救済事業、災害救済、救済施設 6 感化事業、犯罪学 7 保護事業、児童、老人、不具者、動物保護	368 社会病、社会事業 5 救済事業、災害救済、救済施設 6 感化事業、犯罪学 7 保護事業、児童、老人、不具者、動物保護	368 社会事業、社会病理 1 救護事業(救済制度) 15 不具者、廃疾者保護 5 児童保護事業 母性、乳幼児、貧困児、不良児異常児ナド 95 少年保護、少年法場正院	368 社会事業、社会病理 1 救護事業(救済制度) 15 不具者、廃疾者保護 5 児童保護事業 母性、乳幼児、貧困児、不良児異常児ナド 95 少年保護、少年法場正院	368 社会事業、社会病理 1 救護事業(救済制度) 15 不具者、廃疾者保護 5 児童保護事業 母性、乳幼児、貧困児、不良児異常児ナド 95 少年保護、少年法場正院	368 社会事業、社会病理 1 救護事業、救済事業 15 不具者、廃疾者保護 5 児童保護事業 母性、乳幼児、貧困児、不良児異常児ナド 95 少年保護、少年法場正院
	370 教育学 (一般形式区分) 1 児童研究 (教育心理学142)	370 教育学 1 児童研究、青年研究 495 治療学 8 精神療法(心理療法)	370 教育学 1 理論、教育哲学 14 教育心理学、児童研究 15 教育統計学 495 治療学 8 精神療法(心理療法) —145.3 催眠術	370 教育学 1 教育学、教育哲学 14 教育心理学、児童研究 15 教育統計学 378 学生、学校案内、試験 3 入学試験 37 特種学校(陸海軍学校ナド) 495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病 9 精神病学	370 教育学 1 教育学、教育哲学 14 教育心理学、児童研究 15 教育統計学、教育調査 378 学生、学校案内、試験 3 入学試験 37 特種学校(陸海軍学校ナド) 495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学	370 教育学 1 教育学、教育哲学 14 教育心理学、児童研究 15 教育統計学、教育調査 378 学生、学校案内、試験 3 入学試験 37 特種学校(陸海軍学校ナド) 495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学	370 教育学 1 教育学、教育哲学 14 教育心理学、児童研究 15 教育統計学、教育調査 378 学生、学校案内、試験 3 入学試験 37 特種学校(陸海軍学校ナド) 495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学
	496 内科学 4 神経系病 5 精神病学	495 内科学 6 神経系病 9 精神病学	495 内科学 6 神経系病 9 精神病学	495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学	495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学	495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学	495 治療学 8 精神療法(心理療法)、催眠療法 496 内科学 6 神経系病、精神病学

念の曖昧さがある。

この当時、「特殊教育」との関係で問題となるのは「社会教育」である。それは、もともと文部省の社会教育課が「特殊教育」を所管していたことから分かる(平田[1986]49-65)。当時、社会教育機関として重視されていた図書館の職員を養成する図書館講習所³⁾の創設に関わり、1930年代まで兼任講師を勤めた川本宇之介(1888-1960)は、「社会教育」関係の自著のなかで「特殊教育」を論じていたこともまた、当時の図書館界には大きな影響を与えたものと考えられる(川本[1926]; [1931a]; [1931b])。川

本自身、図書館講習所の講義において、「社会教育」の定義が、「毎年、変わつていつた位に迷つたのであります」(川本[1931a]2)と述べているように、「社会教育」の概念は曖昧でかつ広範であった。その範疇の視座から「特殊教育」を語ろうとすれば、「特殊教育」もまた曖昧になるのは当然であった。実際、NDCの「特殊教育」目に入っている「道德及宗教教育」、「職業教育」、「家庭教育」などは、川本の言う「社会教育」の範疇に含まれていた。こうした状況から考えれば、既に細目が列挙し尽くされた「378 社会教育」目からあぶれた内容を関連する「特殊教

育」目に含めようと企図することは、当時の図書館人森清の発想として、しごく当たり前であったといえよう。

もう1つは、戦前から1950年代頃までの図書館界の「特殊」という語の用法、考え方がある。すなわち、「特殊」とは、「一般」に参照する名辞なのである(竹林[1955]5)。これが明らかであるのは、「特殊図書館」という使われ方である。「特殊図書館」とは、例えば、議会図書館、病院図書館、盲人図書館、行刑文庫などを指していた。「一般」的な公衆が利用する公共図書館ではないもの、すなわち、それが「特殊」な図書館なのであった。つまり、既存の「一般」的なカテゴリーに分類され得ないものは、すべて「特殊」なものとしてカテゴライズされる傾向にあったのである。こうした考えからすれば、同様に、他の教育諸科学に分類し得ないものを「特殊教育」目に包摂して扱おうと企図することはむしろ自然なことであったといえよう。これを例示するのは、NDC第3版(1935年)以降の「378.37特種学校(陸海軍学校ナド)」における「特種」の用い方である。「特種」には、当時の一般の初等、中等、高等教育諸学校(教育)にカテゴライズされないもの、すなわち、盲学校、聾啞学校のみならず、陸海軍学校⁴⁾が該当するのである。

2. 関連する分野の分類項目の不可欠性

「和洋図書共用十進分類表案」においては、「特殊教育」目に関連する学問分野として、「368社会病学、社会事業」目の「6犯罪学、感化事業 . 7児童、老人及不具者保護」といった細目が含まれていた。この他、「145変態心理学」目、「496内科学」目も「特殊教育」目と関連する分類項目として存在していた。そして、NDC第1版以降も分類項目(例えば、「実験心理学」、「社会事業・社会病理」、「教育学」、「治療学」、「内科学」など)とその細目内容は微増している(Table 3参照)。

このような「特殊教育」目と関連する分類項目の存在は、当初から不可欠なものであった。そもそも、はじめにでも述べたように列举型分

類法であるNDCの全主題を漏れなく予測し列举しておくことの不可能さという性質から考えれば、「特殊教育」目内で、全ての障害児教育関係の図書を分類しようと企図することは当然不可能であった。ましてや、当時の雑多で寄せ集めの「特殊教育」目内に予め障害児教育の全主題だけを細目として列举しておくことは不可能だったのである。

IV. 戦後のNDCにおける「特殊教育／障害児教育」目の変遷とその特徴(新訂第6版以降)

1. 「異常児とその教育」としての「特殊教育」目への転換

NDCの編纂が森個人から日本図書館協会に移って最初に出されたのが、NDC新訂第6版(1950年)である。Table 4及びTable 5は、NDC新訂第6版以降の「特殊教育／障害児教育」目の変遷及び関連する学問分野の主な分類項目(知的障害教育に関連する目を中心に)をまとめたものである。NDC新訂第6版(1950年)及び新訂第6-A版(1951年)において「特殊教育」目は、NDC第5版同様、「3社会科学」類の中の「37教育」網のなかに「378特殊教育(異常児とその教育、特殊学級)」として入っていた。ただし、位置は、従前の「377」から「378」に移行した。

ここで、注目したいのは、「特殊教育」(英訳はeducation for the handicapped)目の説明として括弧書きで「異常児とその教育、特殊学級」とされていることである。すなわち、「特殊教育」目は、従前の雑多な寄せ集めという性格の分類項目(exceptional education)から、「異常児とその教育」に限定された分類項目(education for the handicapped)へと転換したのである。具体的には、「盲児と弱視児 盲学校、点字法 . 2 聾児と難聴児 聾学校、指話法 . 3 肢体不自由児 整形学校 . 4 身体虚弱児 養護学校 . 5 言語障害児 吃音矯正学校 . 6 精神薄弱児 白痴、痴愚、魯鈍、中間児、低能児教育 . 7 英才児 天才教育 . 8 精神低格児 社会的異常児、不良児教育、感化教育」である。ところ

Table 4 NDCにおける「特殊教育」目の変遷（新訂第6版～新訂第7版）

	NDC新訂第6版 (1950年)	NDC新訂第6-A版 (1951年)	NDC新訂第7版 (1961年)
目	<p>378 特殊教育 異常児とその教育 特殊学級</p> <p>特 殊 教 育</p> <p>1 盲児と弱視児、盲学校、点字法 2 聾児と難聴児、聾学校、指話法 3 肢体不自由児、整形学校 4 身体虚弱児、養護学校 5 言語障害児、吃音矯正学校 6 精神薄弱児 白痴、痴愚、魯鈍、中間児、低能児教育 7 英才児 天才教育 8 精神低格児 社会的異常児、不良児教育、感化教育</p>	<p>378 特殊教育 異常児とその教育 特殊学級</p> <p>1 盲児と弱視児、盲学校、点字法 2 聾児と難聴児、聾学校、指話法 3 肢体不自由児、整形学校 4 身体虚弱児、養護学校 5 言語障害児、吃音矯正学校 6 精神薄弱児 白痴、痴愚、魯鈍、中間児、低能児教育 7 英才児 天才教育 8 精神低格児 社会的異常児、不良児教育、感化教育</p>	<p>378 特殊教育(特殊児童とその教育) [特殊児童の心理も、ここに収める]</p> <p>1 盲児、弱視児、盲人、盲教育(盲学校)、点字法 2 聾児、難聴児、聾教育(聾学校) 2B 指話法、談話術 3 肢体不自由児、整形学校 4 身体虚弱児、養護学校 5 言語障害児(吃音児)、吃音矯正 6 精神薄弱児(白痴、痴愚、魯鈍、中間児) 7 英才児、天才教育、英才教育 8 精神低格児(社会的異常児)、不良児教育 【→ 369.45】 9 特殊の階級・人種および特殊な環境下に在る人のための教育 ニグロ教育、移民教育、同和教育、癲院内教育など</p>
主 な 関 連 す る 目	<p>140 心理学 ▼特殊心理学は各々その主題のもとに収める。例えば教育心理学371.4の如くに。</p> <p>142 実験心理学 2 精神測定学 4 精神物理学 9 生理学的心理学 → 493.7</p> <p>143 発達心理学 2 幼児心理学 3 児童心理学 → 371.45 4 青年心理学 → 371.47</p> <p>145 変態心理学(異常心理学) → 493.7 6 言語喪失 7 人格分裂</p> <p>146 精神分析 深層心理学</p> <p>369 社会病理、社会事業 13 犯罪少年、不良少年 2 生活保護、救貧制度、慈善事業 27 不具及び廃疾者保護 4 児童保護、児童福祉 45 感化院、少年保護 → 327.68</p> <p>371 教育学、教育思想 4 教育心理学 45 児童心理、児童研究 47 青年心理 48 知能測定、個性調査、メンタルテスト</p>	<p>492 臨床医学、治療法 79 精神療法、民間療法 → 598</p> <p>493 内科学 7 神経系疾患、精神病学 76 癲癇、舞蹈病 78 神経症、ヒステリー 79 神経衰弱 77 精神分裂、躁鬱病 強迫観念</p> <p>140 心理学 ▼特殊心理学は各々その主題のもとに収める。例えば教育心理学371.4の如くに。</p> <p>142 実験心理学 2 精神測定学 4 精神物理学 9 生理学的心理学 → 493.7</p> <p>143 発達心理学 2 幼児心理学 3 児童心理学 → 371.45 4 青年心理学 → 371.47</p> <p>145 変態心理学(異常心理学) → 493.7 6 言語喪失 7 人格分裂</p> <p>146 精神分析 深層心理学</p> <p>369 社会病理、社会事業 13 犯罪少年、不良少年 2 生活保護、救貧制度、慈善事業 27 不具及び廃疾者保護 4 児童保護、児童福祉 45 感化院、少年保護 → 327.68</p> <p>371 教育学、教育思想 4 教育心理学 45 児童心理、児童研究 47 青年心理 48 知能測定、個性調査、メンタルテスト</p>	<p>141 心理各論 1 知能 【→ 141.9】 [17 知能検査と測定 → 371.8]</p> <p>143 発達心理学(精神病学) [2 幼児の心理 → 371.44] [3 児童の心理 → 371.45] [4 青年の心理 → 371.47]</p> <p>145 異常心理学 8 知能・人格の異常(白痴、痴愚、魯鈍、人格分裂)【→ 378.6】 9 精神分析学(フロイド、ユング、アドラー) 深層心理学(コンプレックス抑圧、シンボル、転位、換装夢の分析、願望の分析など多岐ある)</p> <p>146 臨床心理学 2 適応と不適応 5 精神分析療法 8 精神療法(心理療法)【→ 492.79, 493.72】</p> <p>368 社会病理 7 青少年犯罪、非行少年【→ 326.36, 369.45, 328.8】</p> <p>369 社会福祉(社会事業) 【→ 364】 27 身体障害者福祉 4 児童福祉(児童相談所) 45 教護院(感化院)、少年保護 【→ 368.7, 378.9】</p> <p>371 教育学、教育思想 43 教育診断学、臨床心理学 44 幼児、幼児の心理 【→ 376】 45 児童、児童心理 児童研究 47 青年、青年心理 青年研究 8 教育測定、教育評価 知能検査、性格検査、適性検査</p> <p>493 内科学 7 脳、神経、精神疾患(精神医学) 76 精神病 77 アメンチア、精神薄弱</p>

で、「6 精神薄弱児 白痴、痴愚、魯鈍、中間児、低能児教育」と「8 精神低格児 社会的異常児、不良児教育、感化教育」の両者の分類上の相違は明確とは言い難い。加えて、関連する学問分野の分類項目である「369.45 感化院、少年保護」と「感化教育」との分類もまた不明確であった。このように、多分に曖昧さを含みながらも、「異常児とその教育」に収められた項目となったのである。

こうした転換は、「学校教育法」(1947年法律第26号)に「特殊教育」が明確に規定されたことや、盲学校教育、聾学校教育の義務教育制

実施等、「特殊教育」を取り巻く状況の大きな変化と不可分であろう。これらのことが、日本図書館協会のNDC編纂者たちにも認識されたものといえる。

2. 「特殊教育／障害児教育」目における細目の固定化

NDC新訂第7版(1961年)になると、新たに「特殊児童の心理も、ここに収める」との注記がつくとともに、「9 特殊の階級・人種および特殊な環境下に在る人のための教育 ニグロ教育、移民教育、同和教育、癲院内教育、など」が加えられた。しかしながら、NDC新訂第8版

Table 5 NDCにおける「障害児教育」目の変遷（新訂第8版、新訂第9版）

	NDC新訂第8版 (1978年)	NDC新訂第9版 (1995年)
障害児教育目	<p>378 障害児教育 障害児の心理は、ここに収める</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 盲児、弱視児、盲人教育 18 点字法、点訳奉仕 2 聾唖児、難聴児、言語障害児、聾教育、吃音矯正 28 手話法、指話法、読唇術 3 肢体不自由児、整形学校 4 虚弱児、養護学校 6 精神薄弱児・遅滞児 8 精神低格児、不良児、問題児 	<p>378 障害児教育 →369.49</p> <ul style="list-style-type: none"> *障害児心理、傷害児保育、心身障害児教育は、ここに収める *成人後の障害者の教育・訓練は、369の下に収める 1 視覚障害児：盲児、弱視児、盲教育 18 点字法、点訳奉仕、録音奉仕、拡大写本 → 014.79, 016.58 2 聾唖児、難聴児、言語障害児、聾教育 → 498.9 28 手話法、指話法、読唇術 3 肢体不自由児、整形学校 4 虚弱児、養護学校 5 言語発達遅滞児、吃音矯正 6 精神薄弱児・遅滞児 → 145.B 7 脳性麻痺児 8 情緒障害児 [9]障害者の教育・訓練 →369
主な関連	<p>141 普通心理学、心理学各論</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 知能 7 短能検査・測定 →371.7 <p>143 発達心理学</p> <ul style="list-style-type: none"> [2] 幼児心理 →378.11 [3] 児童心理 →371.45 [4] 青年心理 →371.47 <p>145 異常心理学 →493.7</p> <ul style="list-style-type: none"> 8 知能・人格の異常 白痴、痴愚、愚鈍、人格分裂 → 378.6 493.77 <p>493 内科学</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 神経科学、精神医学 → 145 76 心因性精神病、機能的精神病 精神分裂病、躁鬱病、パニック(強迫病) 77 精神薄弱：愚鈍、痴愚、白痴 	<p>は、ここに収める</p> <ul style="list-style-type: none"> 275 視覚障害者福祉 276 聴覚障害者福祉 言語障害者福祉 28 精神障害者福祉：精神科障害者福祉、精神障害者福祉 4 児童福祉 → 367.6 48 心身障害児福祉、養護施設 → 378 371 教育学、教育思想 4 教育心理学、教育的環境学、発達、人格と適応 41 学習、学習過程、学習障害、学習過剰症 42 問題行動：登校拒否、自傷症、校内暴力等 43 教育診断、カウンセリング [44] 幼児心理 → 378.11 45 児童心理、児童研究 * 別法：143.3 47 青年心理、青年研究 * 別法：143.4 7 教育測定、教育評価 → 375.17 知能測定、性格測定、適正検査 <p>493 内科学</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 神経科学、精神医学 → 145 76 精神分裂病 77 精神薄弱 → 145.B
連続する	<p>146 臨床心理学、精神分析学</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 精神分析学、深層心理学 2 適応、不適応 8 心理療法、カウンセリング <p>368 社会病理</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 青少年犯罪、非行少年 → 327.8 <p>369 社会福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 27 身体障害者福祉 28 精神障害者福祉 4 児童福祉 * 少年保護 → 327.8 49 心身障害児福祉、養護施設 → 378 <p>371 教育学、教育思想</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 教育心理学、教育的環境学 発達、学習、人格と適応 43 教育診断、カウンセリング [44] 幼児心理 → 378.11 45 児童心理、児童研究 47 青年心理、青年研究 	<p>146 臨床心理学、精神分析学</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 精神分析学、深層心理学 2 適応、不適応 8 心理療法、カウンセリング <p>* カウンセリングの一般論は、ここに収める</p> <p>* 教育相談としてのカウンセリングは、371.43に収める</p> <p>* 82 児童の心理療法</p> <p>* ここには、現地の精神分析、精神療法、カウンセリングを収める</p> <p>* 心身障害児も、ここに収める</p> <p>* 児童心理 <一般> → 371.47</p> <p>368 社会病理</p> <ul style="list-style-type: none"> 7 青少年犯罪 → 327.8, 387.6 <p>369 社会福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 13 社会福祉施設：療養施設、福祉作業所 27 障害者福祉：身体障害者福祉、肢体不自由者福祉 * 心身障害者福祉

(1978年)への改訂に際して、「7 英才児、天才教育、英才教育」とともに削除されている。

また、NDC新訂第8版(1978年)からは、目の名称が「特殊教育」(education for the handicapped)から「障害児教育」(education for the handicapped children)に変更になった。翌1979年の養護学校教育義務制の実施、1981年の国際障害者年を控え、図書館界にも障害者問題への関心が高まっていた時期であった(中沢[1977]57-58; 山内[1979]48-54など)。この版では、従前の「5 言語障害児(吃音児)、吃音矯正」は、「2 聾唖児、難聴児、言語障害児、聾教育、吃音矯正」として統合された。

教育、吃音矯正」として統合された。

そして、現行のNDC新訂第9版(1995年)では、注記として「障害児心理、傷害児保育、心身障害児教育は、ここに収める」、「成人後の障害者の教育・訓練は、369の下に収める」が加わった。また、一旦統合された「言語障害」が再び「5 言語発達遅滞児、吃音矯正」として独立するとともに、従前の「8 精神低格児(社会的異常児)、不良児教育」が削除され、代わって「7 脳性麻痺児 8 情緒障害児 [9]障害者の教育・訓練→369」が加わった。

ところで、NDC新訂第9版の注目すべき点と

して、新たに「教育」上の分類として「学習障害」及び「自閉症」が記述されていることが挙げられる。具体的には、「371 教育学、教育思想」目の「. 41 学習：学習適応、学習障害、学習恐怖症」と「. 42 問題行動：登校拒否、自閉症、校内暴力…」である。ただし、自閉症を登校拒否、校内暴力等の問題行動と並列に表記するなど、検討の余地が多い。

このように、細かな変化を伴いながらも、全体としてはNDC新訂第6版からNDC新訂第9版に至るまで、「特殊教育／障害児教育」目の細目の基本的な枠組みは一貫しており、大きな変化は見られない。つまり、戦前の雑多な寄せ集めの分類項目であった「特殊教育」目から「異常児とその教育」に限定された「特殊教育」目へ、そして「障害児教育」目へと変化したものの、その細目は、NDC新訂第6版から新訂第9版に至るまでほとんど大きな変化はなく、固定化してしまったのである。

しかも、固定化した「障害児教育」目の細目は、障害児教育の現状を反映したものとは言い難い。はじめにでも述べたような「精神薄弱」という用語の問題だけではない。例えば、「. 4 虚弱児、養護学校」という細目の記述であるが、これは分類を考える場合に非常に誤解しやすい。この細目表記だと、「虚弱児」の教育と養護学校教育が同格であることになる。そもそも、この細目の登場した1950年前後において、養護学校は病弱養護学校しか存在していなかった⁵⁾こと(文部省[1952])、また、戦前期において「養護」教育とは一般に病虚弱児教育を指していたこと⁶⁾(桐山・香川[2001]27-35ほか)の影響が窺われる。しかし、現在において、養護学校は「虚弱児」のためだけの学校ではないのだから、同一細目として並列に扱うのは避けるべきである。

加えて、この固定化は、NDC新訂第9版において「障害児心理、^(LD)傷害児保育、心身障害児教育は、ここに収める」としながらも、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥／多動性障害)のようなNDCの想定していなかった新たな障害に

ついて「障害児教育」目内で分類することが難しいという問題の一因ともなっている。事実、何ら注記されないままに、「自閉症」や「学習障害」は、「障害児教育」目ではなく「教育学、教育思想」目で扱われていることは既に述べた。

3. 関連する分野の分類項目とその細目の細分化

この「特殊教育／障害児教育」目の細目の固定化は、Table 4及びTable 5に見るように「心理学」や「社会福祉」など関連する分野の分類項目における細目の細分化が顕著であるのと対照的である。

「心理学」領域での分類項目及びその細目の統廃合は、研究動向を踏まえてNDCの改訂のたびに行われており、最も細分化、多様化の著しい分野の1つといえる。また、「社会福祉」に関しても、NDC新訂第7版では、「369 社会福祉(社会事業)」目に「. 27 身体障害者福祉」だけが障害者福祉の細目として記述されていたに過ぎなかったが、NDC新訂第8版になると、新たに「. 28 精神障害者福祉」が追加された。そして、NDC新訂第9版に至って、「. 27 障害者福祉：身体障害者福祉、肢体不自由者福祉 * 心身障害者福祉は、ここに収める . 275 視覚障害者福祉 . 276 聴覚障害者福祉、言語障害者福祉 . 28 精神障害者福祉：精神薄弱者福祉、情緒障害者福祉」と記述され、かなり細分化された。

現在の障害児教育関係の図書・資料類は、学問の分化・発展に伴って、実に多岐にわたるようになってきている。ところが、固定化した「障害児教育」目の細目は旧態依然としており、むしろ上述したように細分化された関連する分野の分類項目で分類するほうがふさわしいという場合も少なくない。このことは、NDCも認めているのである。NDC新訂第9版においては、初めて「成人後の障害者の教育・訓練は、369の下に収める」とする指示を付け加えている。すなわち、「成人後の障害者の教育・訓練」は、「障害児教育」目よりも「社会福祉」目のほうがふさわしいというのである。

障害児学校図書館において、障害児教育関係の図書・資料類は、分類上可能な限り「障害児教育」目内に集中させるほうが、分かりやすく、利便性も高い。それは、障害児教育専門図書館である国立特殊教育総合研究所資料室が、NDCの「障害児教育」目の細目を独自に設定し直すなどの工夫を行っていることから明らかである。しかしながら、現状の固定化した「障害児教育」目内だけで分類することは一層困難なものとなり、関連する分野の分類項目で分類せざるを得なくなっている。すなわち、書架上での障害児教育関係の図書・資料類の散在を意味するのである。

V. おわりに

以上、NDCにおける「障害児教育」目の変遷を明らかにしてきた。その特徴から、「障害児教育」目は関連する分野の分類項目に比して、障害児教育の現状や学問の発展を十分に反映しておらず、取り残されたきらいのあることが示された。そして、このことが、はじめにも述べたような不都合の要因となっている。

NDCを編纂する日本図書館協会は、NDC新訂第9版において、社会情勢の変化や学問分野の多様化のなかで「NDCの今後の改訂のあり方も再考されるべき段階に来ている」ことを承知している。そして、「新たな情勢に即して新体制を確立されることを要望して止まない」と締めくくっている（日本図書館協会[1995]iv）。

その新体制には、ぜひとも、障害児教育に詳しい専門家を積極的に取り入れ、NDCを障害児教育の現状や関連諸科学の学問の発展、多様化に即応させる必要がある。また、これまでNDCや学校図書館にあまり関心を持たなかった障害児教育関係者の積極的な関与も求められる。

加えて、「障害児教育」目の「改訂のあり方」を考える必要がある。そのためには、現状の把握とともに、NDC以外に参考となりうる障害児教育に関する「学問知」や「情報」の体系が必要となってこよう。それには、石井亮一や三木安正などの先達者の蓄積してきた障害児教育関

係の図書・資料類の存在が大いに参考となる。すでに、滝乃川学園においては、1930年代には、障害児教育関係の図書・資料類の独自の分類が採用され、その体系化が試みられている⁷⁾（滝乃川学園[1931]；[19--]）。果たして、その体系とは如何なるものであったのだろうか。その詳細な分析・検討は今後の課題である。

註

- 1) 以下、NDCの用語を用い「障害児教育」(education for the handicapped children)目とする。ただし、NDC新訂第7版(1961年)以前に関して論じるときは「特殊教育」(戦前はexceptional education、戦後はeducation for the handicapped)目、NDC第1版以降現在までを論じるときは両者を合わせて「特殊教育／障害児教育」目と表記する。
- 2) 圃は、図書館の当て字であり、「としよかん」と読む。
- 3) 現在の筑波大学図書館情報学系の前身の1つである。
- 4) むしろ、括弧書きで例示されているところを見ると、陸海軍学校のほうが「^{特種}学校」という用語としては当時の図書館界、社会一般には広く認識されていたと思われる。
- 5) 1951年5月現在の養護学校数はわずか3校であり、全て病弱養護学校であった(文部省[1952])。一方で、戦前に設置された及び戦後新設された肢体不自由教育や「精神薄弱」教育の学校も存在したが、この当時は、養護学校とは称していなかった(例えば、大阪市立思齊小・中学校、東京都立光明小学校、東京都立青島中学校など)。その背景には、義務制の実施された盲学校、聾学校は、小学校、中学校同様に学校設置にあたり建設費の2分の1の国庫負担が受けられるなどの制度が存在したが、養護学校にはそれが適用されなかったことが指摘できる(平原[1979]10)。実際、1956年に養護学校に対する国庫負担を規定した「公立養護学校整備特別措置法」(法律第152号)が制定されて以降、上記の学校も養護学校と改称しており、また養護学校数が増加に転じるようになった。
- 6) 戦前期においても1941年の「国民学校令」とそれをうけた文部省令によって、「身体虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢体不自由等ノ別」

に「養護学級又ハ養護学校」を置くことが法令上ではじめて規定されているが、「国民学校令」に基く国民学校である肢体不自由教育の東京市立光明学校も、「精神薄弱」教育の大阪市立思斉学校も「養護学校」とは呼称しなかった。

7)『学園図書大観』(1931年)、『蔵書目録』(詳細年代不詳、昭和初期ごろと推測)による。両者はともに東京都国立市の滝乃川学園図書室に所蔵されている(手書き加除式)。両者の関係性、成立過程等も含め、詳細な分析・検討を現在進めているところである。

文 献

第8回全国学校図書館研究大会大会事務局(1957)『今日の学校図書館 ー第8回全国学校図書館研究大会研究集録ー』。全国学校図書館協議会。

第14回全国学校図書館研究大会大会事務局(1965)『今日の学校図書館 ー第14回全国学校図書館研究大会研究集録ー』。全国学校図書館協議会。

古川肇(2000)『資料組織概説』。近畿大学通信教育部。

平原春好(1979)わが国の教育制度史上における「特殊学校」の位置。教育学研究, 55, 1-10。

平田勝政(1986)大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育ー1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開ー。教育科学研究, 5, 49-65。

加藤宗厚(1947)「学校図書館の手引」の編集。図書館雑誌, 41(2), 3-6。

加藤宗厚(1954)『図書の分類』。理想社。

加藤宗厚(1959)『比較分類法概論』。理想社。

川本宇之介(1926)『都市教育の研究』。東京市政調査会。

川本宇之介(1931a)『社会教育の体系と施設経営体系編』。最新教育研究会。

川本宇之介(1931b)『社会教育の体系と施設経営経営編』。最新教育研究会。

桐山直人・香川邦生(2001)熱海外気学校が1930年代東京市・区の養護学園設立に与えた影響。筑波大学自立活動研究, 14, 27-35。

水谷長志(1999)『図書及び図書館史』。近畿大学

通信教育部。

文部省(1948)『学校図書館の手引』。師範学校教科書。

文部省(1952)『学校基本調査報告書昭和26年度』。森清(1928)和洋図書共用十進分類表案。圖研究, 1(2), 17-60。

森清(1929)『日本十進分類法 第1版』。間宮商店。

森清(1931)『日本十進分類法 改訂増補第2版』。間宮商店。

森清(1935)『日本十進分類法 改訂増補第3版』。間宮商店。

森清(1939)『日本十進分類法 改訂増補第4版』。間宮商店。

森清(1942)『日本十進分類法 改訂増補第5版』。間宮商店。

中沢一子(1977)障害者への図書館サービス。図書館雑誌, 71(2), 57-58。

日本図書館協会(1950)『日本十進分類法 新訂第6版』。日本図書館協会。

日本図書館協会(1956)『日本十進分類法 新訂第6-A版』。日本図書館協会。

日本図書館協会(1961)『日本十進分類法 新訂第7版』。日本図書館協会。

日本図書館協会(1978)『日本十進分類法 新訂第8版』。日本図書館協会。

日本図書館協会(1995)『日本十進分類法 新訂第9版』。日本図書館協会。

柴田正美(1998)『資料組織概説 新訂版』。日本図書館協会。

滝乃川学園(1931)『学園図書大観』(手書き加除式)。

滝乃川学園(19--)『蔵書目録』(手書き加除式)。

竹林熊彦(1955)『特殊図書館』。蘭書房。

寺田光孝ほか(1999)『図書及び図書館史』。樹村房。

山内薫(1979)障害者サービスの全国計画にむけて。現代の図書館, 特別(2), 48-54。

—— 2003.8.25 受稿、2003.12.3 受理 ——

**A Study of Change about the Section of “Education
for the Handicapped Children” in NDC:
The Examination of Classification of Books about Special Education**

Takenori NOGCHI and Hiroki YONEDA

In Japan, systematization of knowledge has been made in the domain of library science so that NDC may be observed. The system of special education in NDC is the section of “education for the handicapped children”. The purpose of this study is to make clear the changes about the section of “education for the handicapped children” in NDC, and to consider its features. We studied “Japanese and Western books’Decimal Classification” written by Mori Kiyoshi and the “Nippon Decimal Classification” to accomplish this. It was found through this study that the features of prewar times are that: (1) the section of “exceptional education” existed as a miscellaneous classification item, and (2)the classification items relevant to this section were indispensable. The features of postwar times are that: (1) “exceptional education” was converted to “education for the handicapped”, (2)the subsection in this section was fixed, and (3)the classification items relevant to this section and its subsections were subdivided.

Key Words : school library in special school, NDC(Nippon Decimal Classification),
the section of “education for the handicapped children”, knowledge, information